

申請理由別添付書類一覧表（申請者配布用）

申 請 理 由	添 付 書 類
1 生活保護が停止又は廃止になった	なし
3 個人事業税の減免の扱いをうけた	・減免決定通知書のコピー
4 固定資産税の減免をうけた（ただし家屋新築による減額は除く）	・減免決定通知書のコピー
5 国民年金保険料の免除（一部免除含む）をうけた	・免除決定書のコピー（ <u>同一生計の年金加入者全員分必要</u> ）
6 国民健康保険の保険料の減免の扱いをうけた	・減免決定書のコピー
7 児童扶養手当（ひとり親家庭などに支給される手当で、 <u>児童手当、特別児童扶養手当とは異なります</u> ）を支給されている	・児童扶養手当証書のコピー（申請中により証書が手元がない場合は、申請書のみで可。ただし、証書が届き次第コピーを提出すること）
8 生活福祉資金の貸付をうけた	・貸付決定書のコピー
9 失業対策事業適格者手帳を持っている、または、職業安定所登録日雇労働者である	・対象者手帳のコピー
2 市民税の非課税又は減免の扱いをうけた	・所得の有無に関わらず、所得の申告が必要です。
10 上記1～9に該当しないが、前年の所得が低いと認められるまたは、失業や病気等により前年と所得状況が大きく変わった場合	・ <u>令和7年1月2日以降に岐阜市へ転入した世帯のみ、令和7年度所得課税証明書（令和7年1月1日時点の住民登録市町村にて発行してもらう。発行されるのは、令和7年6月1日以降）提出がない場合、所得未申告の場合は認定審査ができません。</u>

※上記のうち、同一生計世帯全員が該当する理由に応じた添付書類をご用意ください。

※添付書類の写しは、**A4サイズ**でご提出下さい。

※添付書類の写しは、対象者名、対象期間、決定内容等がわかるようにしてください。

添付書類が不足する場合、対象者名、対象期間が載っていない等内容が確認できない場合、世帯員に所得の申告がされていない方がいる場合は、就学援助認定のための審査ができませんのでご注意願います。